

## 「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託 業務説明書（仕様書）

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではない。

### 1 件名

「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的支援に関する検討業務委託

### 2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 3 履行場所

横浜市こども青少年局こども家庭課

### 4 業務目的

令和4年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）」において、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。これは、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「こども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関としている。

すでに実施している相談支援等の取り組みに加えて、支援が必要な子どもとその家庭への支援計画（サポートプラン）の作成や、関係機関との連携を強化することで、支援の充実を図っていくが求められている。

本市においては、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「こども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を区役所こども家庭支援課に整備しており、母子保健と児童福祉の専門職が連携・協力しながら相談支援を実施している。しかし、子どもとその家庭が抱える困難は多様化し、ヤングケアラーへの対応など新たな課題がある。

こうした状況を踏まえて、区役所こども家庭支援課への「こども家庭センター」の設置とともに、相談分野などによる切れ目が生じない、包括的な支援を行うための相談支援体制を強化するための検討を行うこととする。

### 5 検討項目

下記について検討すること。

#### (1) 本市におけるこども家庭センター設置のあり方及び子どもとその家庭への包括的な相談支援体制

こども家庭センターの設置及び包括的な支援を行うための相談体制については、下記の論点を中心に現状把握及び課題分析を行うとともに、課題解決のための方法を検討する。なお、この内容は「こども家庭センター」運営に関するガイドラインに落とし込み、区こども家庭支援課の職員が活用できるものとする。

ア 子どもとその家庭への包括的な相談支援体制（※1）の検討

イ 国が示す「センター長」及び「統括支援員」の本市における役割

ウ 子どもとその家庭を支援するための「こども家庭センター」の役割及び関係機関との連携

エ サポートプランの作成及び本人交付

サポートプランの作成にあたっては、別途、情報の一元化や効率化を目的としてシステム構築の検討を行うため、こうした動きを十分に考慮して進めること。

オ 区こども家庭支援課における、「こども家庭センター」の安定的な運営

カ その他

(2) 地域資源との連携について

こども家庭センターは、地域の身近な相談場所である「地域子育て相談機関」を位置づけ、「こども家庭センター」と密接な連携をするとされている。については、本市における、改正児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の位置づけを整理する。

また、地域資源からの情報収集をもとに、現状把握及び課題分析を行うこと。なお、下記の論点は必ず検討するとともに、学齢期の地域資源についても検討することとする。

- ア 本市における「地域子育て相談機関」の位置づけの整理
- イ 「地域子育て相談機関」の中の地域子育て支援拠点の役割
- ウ 「地域子育て相談機関」が市民と繋がるための工夫
- エ 「こども家庭センター」との連携

(3) DXを見通した相談体制

「こども家庭センター」における子どもとその家庭への相談支援について、本市においては「横浜DX戦略」で示すとおりデジタル化を進めており、こうした変化を踏まえた検討が必要である。行政サービスの利便性向上や業務効率化等が期待されている一方で、児童福祉及び母子保健においては相談支援における懸念点もある。

こうした状況を踏まえて、子どもとその家庭への相談支援のあり方について検討する。

※1：包括的支援体制（国が示す用語の定義）

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（令和3年12月21日閣議決定）」

- (4) こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

6 業務内容

- (1) 「こども家庭センター」設置のあり方及び子どもとその家庭への包括的な相談支援体制に関する検討業務全般

「5 検討項目」で示した事項について、下記の業務や資料を通して現状把握及び課題分析を行うとともに、課題解決に向けた方法を検討する。

ア 本市が提供する資料

- (ア) 区こども家庭支援課に実施したヒアリング内容
- (イ) 関係課に実施した意見照会の内容
- (ウ) 令和5年度に実施した区局プロジェクトでの議論内容
- (エ) その他、検討にあたり必要だと委託者が認めたもの

イ 受託者において実施する業務から得た内容

- (ア) 乳幼児期の子どもに関わる地域資源に関する情報収集

情報収集の手法は示さないが、下記の4種類の施設には、必ずそれぞれ1か所ずつヒアリングを実施することとする。なお、ヒアリングする施設は委託者と協議して決定すること。

- ・地域子育て支援拠点
- ・親と子のつどいの広場
- ・私立幼稚園等はまっ子広場
- ・子育てひろば

- (イ) 学齢期以降の子どもに関わる地域資源に関する情報収集
- (ウ) 受託者において、その他検討に必要な業務

- ウ 令和5年度実施の区局プロジェクトでの議論内容
- エ 本市との打合せで議論した内容

(2) 各種会議に関わる支援業務

各種会議の資料作成、出席、議事要旨の作成等を行う。

	会議名	開催回数	会議時間	開催場所
ア	区局プロジェクト（全体会）	全3回（予定）	2時間程度	市庁舎及びその周辺
イ	区局プロジェクト（第1部会）	全5回（予定）	2時間程度	市庁舎及びその周辺
ウ	区局プロジェクト（第2部会）	全3回（予定）	2時間程度	市庁舎及びその周辺
エ	区局プロジェクト（第3部会）	全3回（予定）	2時間程度	市庁舎及びその周辺

ア 区局プロジェクトについて

こども家庭センターの設置とともに、子どもとその家庭への包括的な支援を行うための相談支援体制を強化するためには、関連区局による幅広い議論による検討が必要であり、区局プロジェクトを実施する。

イ 各部会での検討内容

- (ア) 全体会：こども家庭センターの組織検討、区における包括的な支援、相談体制の検討
- (イ) 第1部会：子どもとその家庭を中心とした包括的な相談支援体制
- (ウ) 第2部会：地域資源との連携について
- (エ) 第3部会：DXを見通した相談体制

(3) 「こども家庭センター」運営に関するガイドラインの作成業務

区局プロジェクトにおける全体会及び第1部会で検討する項目について、「こども家庭センター」機能を設置する区こども家庭支援課の職員が現場で業務を行うためのガイドラインを作成すること。

内容については委託者との協議によって決定することとする。なお、本市においては、「こども家庭センター」の設置時期は定めていないが、ガイドラインの策定は2月中旬頃を目標とする。

(4) 事務局定例会に関する業務支援

事務局定例会に出席し、「こども家庭センター」設置及び子どもとその家庭への包括的な相談支援体制に関する検討業務や「こども家庭センター」運営ガイドライン策定業務に反映すること。

ア 開催回数

月2回程度

イ 時間

1回あたり2時間程度

ウ 開催場所、実施方法

市庁舎及びその周辺又はオンライン会議等での実施

(5) 報告書の作成業務

業務内容の(1)から(4)の業務での検討内容について、報告書としてとりまとめること。報告書では下記の内容を盛り込むこととする。

ア 現状把握及び課題分析

イ 課題解決に向けた方向性の提言

## 7 成果品の提出

(1) 成果物の提出については、次のとおりとする。

	成果物	納品時期
ア	各種会議の議事要旨	各会議後
イ	「こども家庭センター」運営に関するガイドライン（案）	12月中旬頃
ウ	「こども家庭センター」運営に関するガイドライン	2月中旬頃
エ	子どもとその家庭を中心とした包括的な相談支援体制に関する報告書	3月末
オ	地域資源との連携に関する報告書	3月末
カ	DXを見通した相談体制に関する報告書	3月末
キ	検討及び会議運営のために必要な資料	随時
ク	その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの	随時

(2) 成果物の提出先は、横浜市こども青少年局こども家庭課とする。

## 8 概ねのスケジュール

令和5年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドライン作成に向けた検討								ガイドライン(案)納品		ガイドライン納品	
報告書作成に向けた検討											報告書納品
全体会①			全体会②			全体会③					
第1部会①		第1部会②		第1部会③～④				第1部会⑤			
			第2部会①		第2部会②～③						
			第3部会①		第3部会②～③						
事務局定例会（月2回程度）											

## 9 留意事項

- (1) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。
- (2) 受託者は、本市が本事業にかかる会議等への受託者の参加が必要と判断した場合は、これに応じること。
- (3) 受託者は、当該業務に係る事務処理にあたっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託にかかり、本市が得た情報（情報提供者が守秘を求めるものを除く）並びに報告書の内容については、業務遂行にあたって本市は自由に利用できる。